



支援する人のための

成年後見制度 活用ガイドライン



令和7年1月

尾 鷲 市

尾鷲市成年後見制度利用促進協議会



このガイドラインについて

このガイドラインは、判断能力が十分ではない方を日頃から支援している福祉従事者、行政関係者などの「支援者」を対象に作成しています。

成年後見制度を必要とする方が、必要とするときに利用できるよう、支援者の方々が成年後見制度を理解し、相談を受けた場合や利用の必要性を感じた際に、どのように利用に結びつけていくかを示したものとなっています。

また、手続きの流れなどをつかんでいただき、それぞれの段階における支援や役割を確認できるように作成しています。

ガイドライン利用の流れ

1 成年後見制度の概要

成年後見制度とはどのような制度なのか、制度概要を示しています。
また、相談を受けたときに知っておきたいこと等をピックアップしています。

2 成年後見制度活用検討フローチャート

支援者がさまざまな相談を受ける中で、どのような流れで成年後見制度の活用を検討すべきか、全体の流れを示しています。

3 成年後見制度活用検討チェックシート

チェックシートを活用することで生活上の課題を整理し、成年後見制度の必要性の判断材料の一つとすることができます。また、成年後見制度と日常生活自立支援事業のどちらを活用することがより適切かを比較検討することができます。

4 成年後見制度にかかる調査票

チェックシートの結果、成年後見制度の活用が望ましいと考えられる場合は「成年後見制度にかかる調査票」を作成し、関係機関で情報共有を行います。
市長申立ての検討が必要であれば、市役所への情報提供を行う場合にも有効活用できます。



目 次

- 1 成年後見制度の概要・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 法定後見制度とは・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 相談を受けたときに知っておきたいこと・・・・ 3
- 4 成年後見制度活用検討フローチャート・・・・ 5
- 5 成年後見制度活用検討チェックシート・・・・ 6
- 6 成年後見制度にかかる調査票・・・・・・・・・・ 7
- 7 申立て手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 成年後見制度利用支援について・・・・・・・・ 11





成年後見制度の概要

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで財産などを保護し、さまざまな契約や手続きを支援する制度です。

ポイント

- ・成年後見制度は、物事を判断する能力が低下してしまった「本人のため」の制度です。
- ・成年後見人等は入院・入所契約の身元引受人になることはできませんが、本人の財産管理や医療・介護・福祉サービス等の契約締結ができるため、課題が解決する場合があります。
- ・成年後見人等には、医療行為に対する同意の権限は認められていません。

成年後見制度には2つのタイプ

成年後見制度には、すでに判断能力が低下している人のための「法定後見制度」と、将来的に判断能力が低下した場合に備えるための「任意後見制度」があります。

	法定後見制度	任意後見制度
対 象	認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断することが十分でない人	判断能力がある人
手続き	申立人が家庭裁判所に申立てを行う。	本人が公証役場で公正証書を作成する。
内 容	判断能力により「後見」「保佐」「補助」の類型に区分される。	本人が公正証書に定めた内容
後見人	家庭裁判所が選任する。	本人が決定することができる。
監 督	家庭裁判所が監督する。	家庭裁判所が選任した任意後見監督人が監督する。



2 法定後見制度とは

法定後見制度には3つの類型



法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型が用意されています。

		後 見	保 佐	補 助
利用できる人		判断能力が欠けているのが通常の状態の人 (例) 日常的な買い物も自分ではできない	判断能力が著しく不十分な人 (例) 日常的な買い物はできるが、重要な財産行為はできない	判断能力が不十分な人 (例) 重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要がある
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人
与えられる権限 支援する人に	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
	同意権 取消権	日常生活に関する行為(※)以外のすべての行為(取消権のみ)	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為

※日用品(食料品や衣料品等)の購入など「日常生活に関する行為」については、取消権の対象にはなりません。

用語メモ

- ・代理権・・・成年後見人等が、本人に代わって財産管理や契約など法律行為を行える権限。
- ・同意権・・・本人が契約など法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限。
- ・取消権・・・成年後見人等の同意がないまま本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限。

関連する事業

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって1人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業。



3 相談を受けたときに 知っておきたいこと

成年後見人等にはどのような人が選ばれるの？

配偶者や親族・知人のほか、法律や福祉の専門家、法人（社会福祉協議会等）など、本人にとって最も適任だと思われる方を家庭裁判所が選任します。なお、選任される成年後見人等が意に沿わないことを理由に申立てを取り下げすることはできません。

成年後見人等の報酬はいくらになるの？

成年後見人等の報酬額は、本人の財産状況や、成年後見人等の活動内容に応じて、家庭裁判所が審判で定めます。報酬を支払うことが難しい場合は、一定の要件に当てはまる方に対し尾鷲市から助成金が支給されます。（P12 参照）

成年後見人等の仕事はいつまで続くの？

成年後見人等の仕事は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。

成年後見制度の相談窓口は？

【尾鷲市内の相談窓口】

- ・おわせ生活サポートセンター クローバー
栄町5番5号 尾鷲市社会福祉協議会内
☎ 0597-23-3877
- ・尾鷲市役所 福祉保健課
中央町10番43号 ☎ 0597-23-8201

おわせ生活サポートセンター クローバーとは…

尾鷲市では、令和5年4月から成年後見制度利用促進のための「中核機関」を尾鷲市社会福祉協議会に委託し開始しており、「クローバー」が中心的な役割を担っています。

「中核機関」は制度利用に関する広報や相談を行う機関であり、制度を利用したいと考えている方やその家族、成年後見事務で困っている方の支援ができるよう体制づくりを行っていますので、お気軽にご相談ください。

申立てには本人の同意が必要なの？

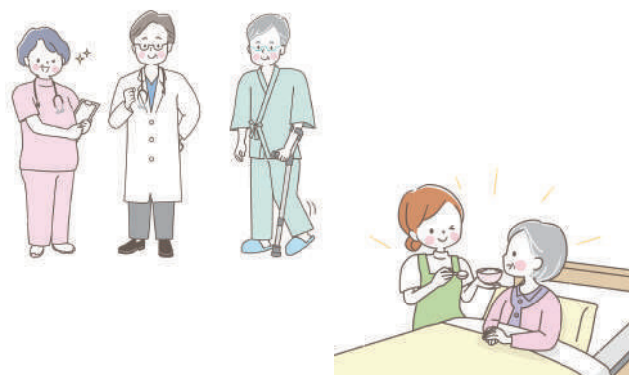
類型によって本人の同意が必要です。

類型	同意の必要性	その他
補助	必要	補助人に代理権や同意権（取消権）を与える申立ては、本人の同意が必要。
保佐	不要	保佐人に代理権を与える申立ては、本人の同意が必要。
後見	不要	

支援者は申立てを行うにあたり、同意の必要性の有無にかかわらず、本人に分かりやすく説明し、意思決定支援をすることが大切です。

成年後見人等ができること

- ・入退院の手続きや施設の入所契約
- ・預貯金の管理、保険料や税金の支払
- ・不動産の管理、処分
- ・福祉サービスの利用手続き
- ・定期的な訪問や状況の確認
- ・よく分からずにした契約の取り消し

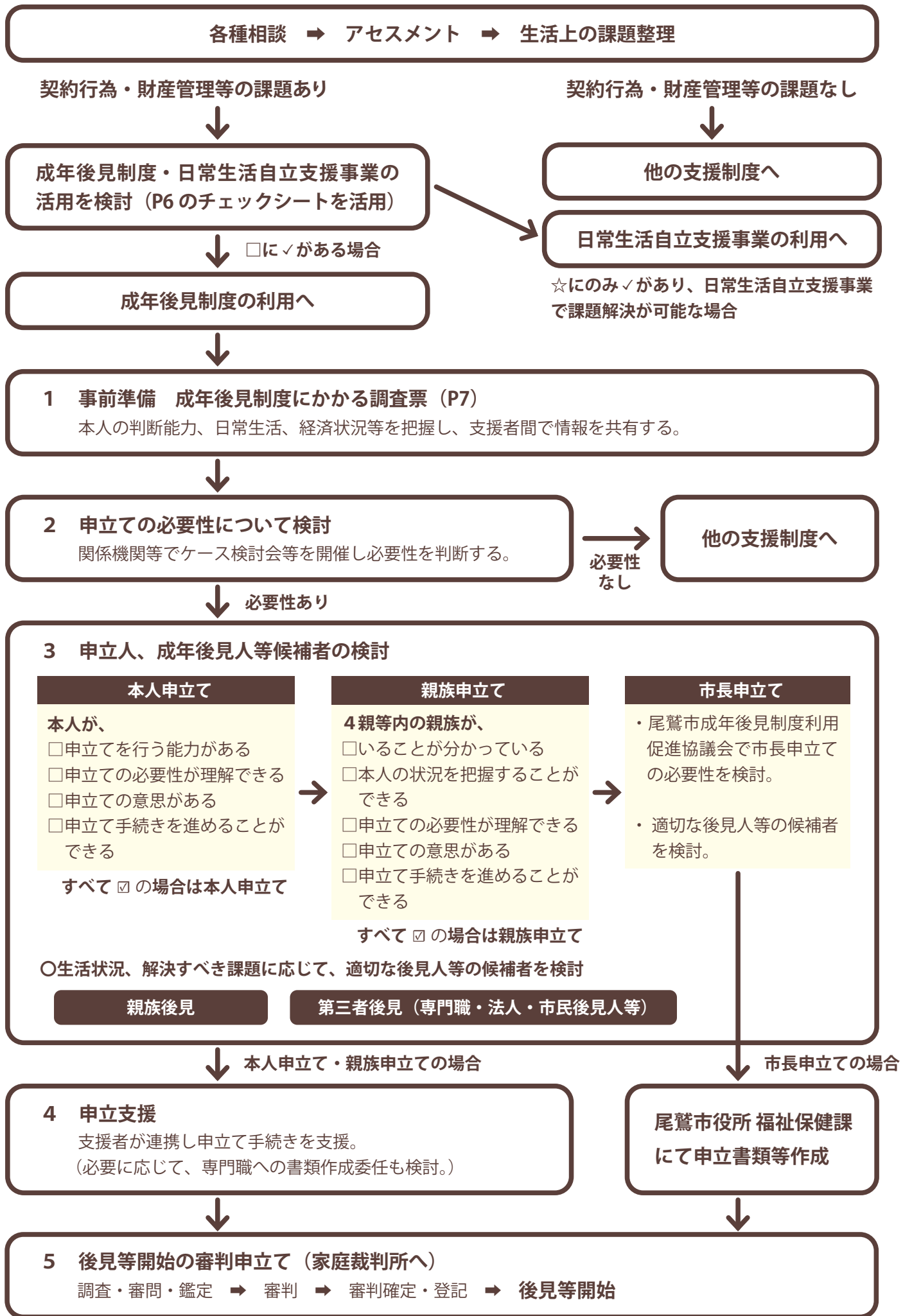


成年後見人等ができないこと

- ・親族が支払うべき費用の立て替えまたは支払いといった、本人の利益にならない費用の支払い
- ・実際に介護をする、食事を作るなどの事実行為
- ・医療行為に対する決定や同意
- ・入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
- ・相続など本人が死亡した後の手続き（ただし、成年後見人にのみ火葬・埋葬など死後に関する事務を行うことが認められているものがあります。）



4 成年後見制度活用検討フローチャート





5 成年後見制度活用検討チェックシート

対象者氏名

成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件

☆だけに✓がある場合は、日常生活自立支援事業でも対応可能です。

□に1つでも✓がある場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

1 判断能力

①	何らかの認知症、知的障がい、精神障がいを有するが、日常生活は家庭内および社会的にはほぼ自立している。(補助相当)	☆
②	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。(保佐相当)	☆
③	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。(後見相当)	□

2 財産管理

①	日常的な金銭管理に支援が必要	☆
②	通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう	☆
③	生命保険などの請求の手続きが必要	□
④	借金、悪徳商法被害などへの対処が必要	□
⑤	不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要	□
⑥	遺産分割（相続を受ける）協議の手続きが必要	□
⑦	訴訟手続き等を行う必要	□
⑧	親族や親族以外から財産侵害がある	□

3 身上保護

①	介護・医療・福祉サービス等の内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能	☆
②	介護・医療・福祉サービス等の内容が理解できず、本人に代わって契約が必要	□

特記事項



6 成年後見制度にかかる調査票

記入年月日		年 月 日 ()		所属名			
記入者				TEL			

相談者			本人との続柄			
			TEL			
本人基本項目	フリガナ		生年月日		M・T・S・H	
	氏 名	(男 ・ 女)			年 月 日 () 歳	
	住 所 (住民票上)	電話 (自宅等) (携帯等)				
	居住地 (現住所地)	電話 (自宅等) (携帯等)				
	障がいとその程度	1 高齢者 [A 未申請 B 申請中 C 申請済 < a 要支援 () b 要介護 () >] 2 知的障がい者 [療育手帳 A あり () B なし] 3 精神障がい者 [保健福祉手帳 A あり (級) B なし] (自立支援医療の利用 A あり B なし) 病名 () 4 身体障がい者 [身体障害者手帳 A あり (種 級) B なし] 障がい名 () 5 その他疾病、障がい等 ()				
	財産状況	収入総額 月 () 円		支出総額 月 () 円		資産
1 年金 円		1 家賃 円		預金 円		
2 生活保護 円		2 福祉サービス利用料 円		負債 円		
3 賃金 円		3 生活費 (食費等) 円		不動産 あり ・ なし		
4 その他 () 円		4 その他 () 円		()		
支援が必要な状況・経緯		1 財産管理 2 身上保護 3 虐待および権利侵害 4 その他 (具体的な事情)				
成年後見の利用に関する本人の意向						
本人健康情報	健康状態	病気 (あり ・ なし) → ありの場合、病気の症状 () 既往症 (あり ・ なし) → ありの場合、病名 () かかりつけ医 (あり ・ なし) → ありの場合、病院名 () 成年後見申立ての診断書作成依頼 (可 ・ 不可 ・ 要調整)				
	ADL	(心身の状況) (日常生活の状況) 【障害高齢者の日常生活自立度】 自立 J 1 J 2 A 1 A 2 B 1 B 2 C 1 C 2 【認知症高齢者の日常生活自立度】 自立 I II a II b III a III b IV M 【障害程度区分】 非該当 区分 1 区分 2 区分 3 区分 4 区分 5 区分 6				
福祉・介護サービス利用状況						
日常生活自立支援事業の利用		1 利用していない 2 申込中 3 利用している (年 月ごろから) → サービス内容 (金銭管理 ・ 書類等預かり)				

本人の能力 ※家裁申立書類より抜粋		※あてはまるものに○、あてはまらないものに×、その時々で違う場合は△をつけてください。 () 氏名を答えられる () 年齢を正確に答えられる () 今日の日付を答えられる () 今何時か(時計が)わかる () 今どこに居るかがわかる () 直近の食事内容を答えられる () 家族と他人との区別がつく () 排泄が自力でできる () 入浴が自力でできる () 1人で買い物ができる () 火の後始末ができる () 食事の用意ができる () 簡単な足し算・引き算ができる () 部屋の後片付けができる				
家族情報	氏名	続柄	年齢	交流状況	申立の意向	家族構成図
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
	緊急連絡先(氏名 続柄) ☎ 携帯 住所					
本人と家族の 人間関係						
キーパーソン 氏名・年齢・続柄	問題解決の協力者 (氏名: 年齢: 続柄:)					
	申立人(4親等内親族) あり・なし (氏名: 年齢: 続柄:)					
	望ましい成年後見人等候補者 (氏名: 年齢: 続柄:) A 親族 B 市民後見人 C 弁護士 D 司法書士 E 社会福祉士 F その他 ()					
後見の類型 および内容等	☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助					
	(必要と見込まれるものにレ点) ☐ 財産管理 ☐ 裁判所の手続き ☐ 預貯金の払出し、解約 ☐ 訪問販売等の契約の取り消し ☐ 保険金の受領 ☐ 不動産処分 ☐ 遺産分割 ☐ その他 () ☐ 施設入所、病院入院の契約締結					
特記事項						

ケース会議等 (年 月 日 開催)	
(参加メンバー)	
(検討内容)	
(処遇方向)	
成年後見の 必要性の有無	1 あり 2 なし
今後の対応	1 市長申立てを依頼 3 他制度・サービスの利用 2 本人・親族申立てを勧奨 4 その他 ()



7 申立て手続きの流れ

※ P5 のフローチャートもご参照ください。



申立準備

STEP 1

申立て人・申立て先の確認、候補者の検討

申立てができる人、申立てをする家庭裁判所を確認します。

本人にふさわしい後見人等の候補者を検討していきます。

STEP 2

本人情報シートの作成

本人の状況を把握している福祉関係者が作成します。

STEP 3

診断書の作成

成年後見用の診断書を依頼します。

その際に、本人情報シートを医師へ提出します。

STEP 4

必要書類の収集

申立ての際に家庭裁判所へ提出する書類を、公的機関より取得します。

STEP 1

申立て人・申立て先の確認、候補者の検討

裁判所へ申立てができる人と、申立てをする家庭裁判所を確認

申立てをする裁判所	本人の住所地を管轄する家庭裁判所
申立てができる人	本人・配偶者・4親等内の親族・市町村長など
成年後見人等になれる人 ※最終判断は家庭裁判所	親族、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、法人など



支援者のかかわり

申立人があるのか、誰が申立てをするのが適切なのか、検討・調整が必要です。



STEP 2

本人情報シートの作成

福祉関係者による本人情報シートの作成

※裁判所のホームページに本人情報シート作成の手引きが掲載されています。



支援者のかかわり

本人情報シートは、主治医に本人の状況を的確に伝えたり、家庭裁判所が本人に適切な後見人を選任したりするために重要となります。支援者間で本人の現状・課題を共有し作成することが望ましいです。



STEP 3

診断書の作成

- ・申立てに必要な書類の準備を始めるにあたり、医師に診断書を書いてもらう。
- ・本人情報シートを提出し、判断能力についての診断の参考としてもらう。

※裁判所のホームページに成年後見制度における診断書作成の手引きが掲載されています。



支援者のかかわり

受診、診断書作成がスムーズに進められるよう主治医や精神科等専門医への協力依頼を。



STEP 4

必要書類の収集

申立てに必要な書類については、裁判所のホームページに詳しく掲載されています。



申立て・調査・照会・鑑定・審理

審判

STEP 5

申立書類の作成

医師の診断書を参考に、類型にあった申立書、必要書類を作成します。

STEP 6

家庭裁判所への申立て

本人の住所地を管轄している家庭裁判所へ申立てをします。

STEP 7

審理開始 (調査・照会・鑑定)

家庭裁判所調査官による調査または書面による照会を、申立ての内容に応じて、申立人、成年後見人等候補者、本人、親族に対して行います。

必要に応じて、本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。

STEP 8

審判 (成年後見人等の選任)

申立てが認容された場合、家庭裁判所から審判書謄本が成年後見人には送達され、申立人には普通郵便等で告知されます。(後見開始の場合。保佐、補助開始の場合は本人にも送達されます。)

STEP 5 申立書類の作成

家庭裁判所窓口、または、ホームページから取得

- ・取り寄せた診断書の意見を参照し、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを検討。
- ・類型にあった申立書、必要書類の作成。

※申立書類が作成困難な場合は、弁護士、司法書士の専門職に作成依頼をすることも可能です。(費用がかかります。)

※申立費用については、原則、申立人の負担となります。ただし、本人負担とする旨を申立書に記載(手続費用の上申)すると、家庭裁判所が認める場合があります。

支援者のかかわり

本人の意思決定を支援しながらどんな支援、権限(代理権、同意権)があれば本人が安心して生活ができるのか検討・共有していく必要があります。



STEP 6 家庭裁判所への申立て

- ・申立書類と必要書類が準備できれば、家庭裁判所へ申立書類一式を提出します。
- ・申立書類の提出前に書類一式についてコピーを残しておくことで資料として役立ちます。

注意！

申立て後は、家庭裁判所の許可がなければ申立ての取下げはできません。

STEP 7 審理開始 (調査・照会・鑑定)

- ・申立人、後見人等候補者との面接
- ・本人との面接
- ・親族への意向照会
- ・医師による鑑定(5～10万円程度かかります。)

※提出された書類で明らかに鑑定の必要がないと認められるときは、鑑定手続きを省略する場合があります。



STEP 8 審判 (成年後見人等の選任)

裁判官が、調査結果や提出資料にもとづいて判断

審判書謄本が届いてから2週間以内に、不服の申立てがされなければ、後見等開始の審判の効力が確定します。

審判の内容に不服がある場合、審判の確定前であれば、「即時抗告」という不服の申立てをすることができます。

注意！

不服申立てができるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族(申立人除く)です。誰を後見人等に選任するかについては不服申立てできません。



8 成年後見制度利用支援について

市長申立てとは

成年後見制度を利用するにあたり、身寄りがいないなどの理由で親族等による申立てができない方について、その福祉を図るため特に必要があると認められる場合は、親族等に代わって市長が家庭裁判所に申立てを行うことができます。

市長申立ての流れ

ケースにより順番が前後することはありますが、一般的には以下のような流れで手続きが行われます。

1 後見ニーズ（対象者）の発見

ケースワーカー、施設職員、尾鷲社協、民生委員等からの報告・相談等により、市に情報が寄せられます。

2 尾鷲市成年後見制度利用促進協議会での事例検討

尾鷲市が設置する「尾鷲市成年後見制度利用促進協議会」において、後見等の必要性、望ましい候補者のイメージ、今後の対応等を検討します。

3 親族調査

2親等以内の親族の有無を確認するため、戸籍調査を行います。推定相続人が3親等まで及ぶ場合は3親等以内の親族を確認します。

4 親族への意向確認

親族に申立ての意思があるか、制度の利用に関し意見があるかを確認します。申立ての意思がある場合は、申立てを行うよう支援・依頼します。

5 本人情報シート・診断書の作成依頼

本人の支援に関わっている福祉関係者に本人情報シートの作成を依頼します。
診断書は精神科医または本人の状況をよく分かっている主治医に依頼します。診断書作成費用は市が負担します。

6 必要書類の収集・申立書類の作成

申立てに必要な書類（申立書、本人の状況説明書、財産目録、親族関係図など）を収集・作成します。

【公用請求が可能な書類】

- | | | |
|-------------|------------------|---------------|
| ・ 固定資産評価証明書 | ・ 所得課税証明書 | ・ 社会保険料納付済確認書 |
| ・ 住民票、戸籍謄本 | ・ 登記されていないことの証明書 | など |

7 家庭裁判所への申立て

本人の住所を管轄する家庭裁判所へ申し立てます。その際、申立て費用（収入印紙、郵便切手）を予納します。

8 申立費用の求償

申立費用について、本人負担の審判が出ている場合は、本人へ求償します（後見人宛てに納付書を送付します）。

報酬助成制度

成年後見制度を利用している方（被後見人等）のうち、成年後見人等への報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまる方に対し市から助成を受けられます。

【主な要件】

1 助成対象者

本人、親族および市長申立てにより成年後見人等が選任された方で、親族ではない第三者が成年後見人等となり、次のいずれかの要件に該当する方

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 成年後見人等への報酬を負担することで、同法第6条第2項に規定する要保護者となるもの
- (3) その他成年後見人等への報酬について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方

2 助成上限額

在宅の方：月額28,000円

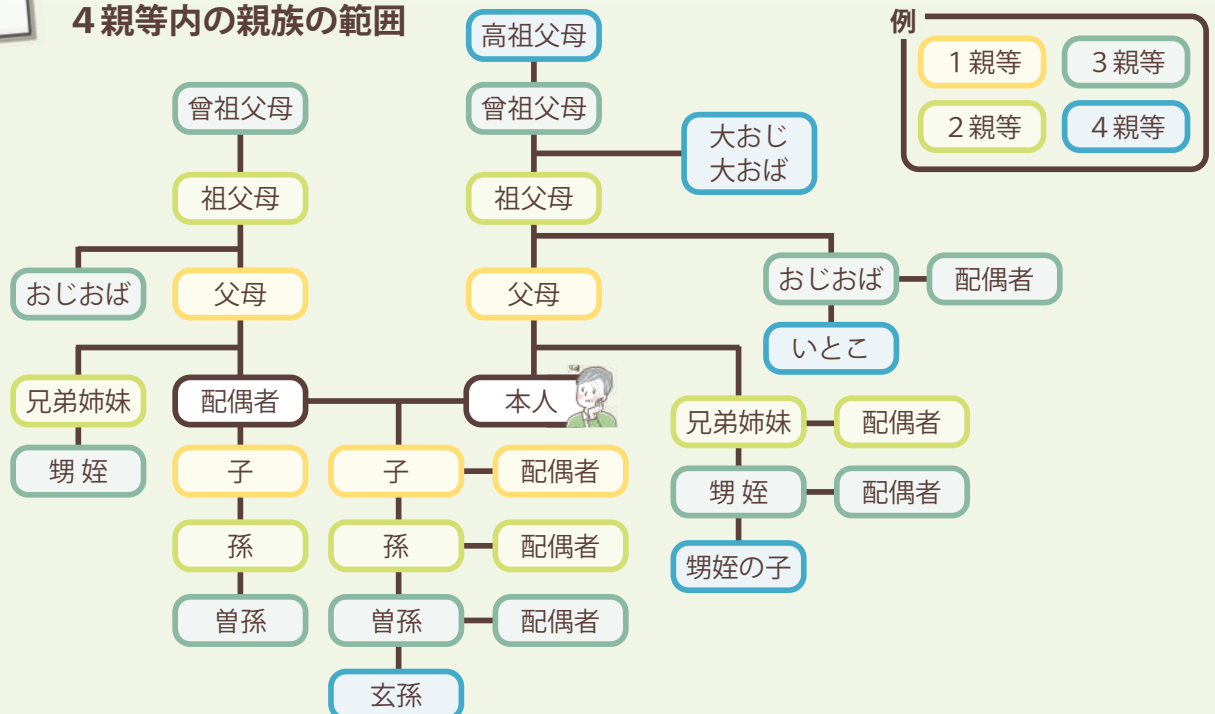
施設入所の方：月額18,000円

3 助成の申請

家庭裁判所の報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して2カ月以内に、尾鷲市役所福祉保健課へ申請書と添付書類を提出してください。

参考図

4 親等内の親族の範囲



成年後見制度についてもっと詳しく知りたい方へ

成年後見はやわかり（厚生労働省ホームページ）

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

制度の利用に必要な情報が詳しく掲載されています。



後見ポータルサイト（裁判所ウェブサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>

制度手続きについて動画配信されています。

また、申立書の様式が掲載されています。



尾鷲市役所ホームページ

<https://www.city.owase.lg.jp/0000021221.html>

本ガイドラインの成年後見にかかる調査票や、
利用支援事業報酬助成申請書を掲載しています。



尾鷲市内の相談窓口

・おわせ生活サポートセンター クローバー

栄町 5 番 5 号 尾鷲市社会福祉協議会内 ☎ 0597-23-3877

・尾鷲市役所 福祉保健課

中央町 10 番 43 号 ☎ 0597-23-8201